

第2次安城市市民協働推進計画に係る実施状況（令和2年度分）等に対する委員からの質問等

No.	資料番号 該当ページ 事業 (担当課)	質問事項等	回 答
1	地域課題の共有の 重要性について (市民協働課)	行政と市民団体の地域課題に対するとらえ方に違いがあります。 行政は基本計画の中で地域課題を明らかにし、長期・中期・短期計画の中で予算を確保し政策を行います。市民団体は日々の生活の中で目の前で見える地域課題に対して動くものです。 協働には、行政の各部各課が解決しようとする課題と市民が市民活動の中で解決しようとする地域課題に対する相互理解が必要ではないでしょうか。 共通の課題に対して共に動かなければ、協働は進まないと考えます。	委託、事業共催等、市がNPO法人や市民活動団体等と協働している事業は、令和2年度に80事業ほどあり、令和3年度からは市民活動補助金対象事業に、団体が提案したテーマによる市との協働事業が追加されました。既存の市主体の事業と団体からの提案事業と、双方向からの事業が展開できるようになりました。これらの事業を継続し、市と市民活動団体とが、お互いの課題に対する理解を深められるように努めていきます。
2	行政と市民活動の アプローチの違い (市民協働課)	行政は、地域課題が可視化できるほど大きな問題となり、初めて計画に取り込み予算を確保して、政策が実施できると思いますが、市民活動は地域課題の小さな火種に対して動き出せます。 この小さな火種に対して市民活動が動くことで、大きな地域課題となることを抑制し、将来的に行政の負担が少なくできると考えます。 市民との協働を進めるには、地域課題のアプローチ段階の違いを行政と市民団体が共に認識し、協働を進めるべきだと考えます。	市と市民活動団体と双方向からの事業展開をすることにより、また広報や市民活動補助金制度などを通じて、行政と市民活動団体との地域課題へのアプローチの違いを認識できるように努めていきます。
3	市民協働推進計画 評価について (市民協働課)	協働はともに求めなければ進まないのではないのでしょうか。 今回の第2次安城市市民協働推進計画 評価結果では、市民に対するものだけですが、協働する行政各部各課の職員に対する協働の意識調査も必要ではないのでしょうか。 協働は片思いでは成立しません。	市民協働推進計画（基本方針1-4-1、1-4-2）にありますように、職員の協働に対する理解促進と意識改革を図るために、職員向けの研修や市民活動に関する情報提供をしています。今後も継続的に実施し、職員の理解を深めていきます。
4	全体として (市民協働課)	感想ですが、昨年の前半はコロナ緊急事態により、ほぼ全ての活動が中止されてしまいました。夏ごろから、感染対策をしつつ動き出したという感じですが、それは、Zoomやオンラインの活用で、「withコロナの市民活動」として意味のあるものですし、レベルアップ講座も大事です。しかし、実際に人を対象とする活動は重要性を認識しつつも難しい状況にあります。この現状では、開催回数の減少、参加者の減少、活動の低調は避けられず、評価は大変難しいところだと思います。やむをえない結果として、Bがあると思われます。	昨年度第1回市民協働推進会議にて、例年通りには事業が実施できないのではとのご指摘を受け、コロナ禍において実施できる取組に各課が見直しました。そのため、今回の進捗度は、見直し後の取組で評価をしています。しかし、実施できると思われた取組が実施できず、別で対応した事業もあったため、B評価となったものもありました。
5	資料1、2 町内会全体について (社会福祉協議会) (市民協働課)	地域福祉活動や町内会長研修、講座などがありますが、大きな町内会と小さな町内会では、役員、会長の事務内容に差があり、事務員の方がいない町内会は大変だと思います。小さな町内会へのサポートはどのようになっていますか。	（社会福祉協議会） 町内会の規模に関わらず、地域福祉活動に関する助成金の申請や報告などの事務、各町内福祉委員会の運営について、各地区担当職員が、必要に応じて書面作成や活動内容の相談や支援に応じています。 （市民協働課） 町内会の大小に関わらず、町内会問題について相談に乗り、適切な相談先を案内しています。また、源泉事務の説明会やパソコン研修を開催し、事務の円滑な運営をサポートしています。

No.	資料番号 該当ページ 事業 (担当課)	質問事項等	回 答
6	資料 2 3 ページ 1-(1)-3 ボランティア体験 プログラムの開催 (社会福祉協議会)	実績からみえてきた課題にある福祉施設が受け入れを中止という中で、ボランティアの重要性を再認識とありますが、具体的な重要性の内容はどのような活動でしょうか。	高齢者福祉施設を中心に外部との関わりが減った利用者が、認知度の低下等の変化が見られていることを施設の職員から聞いています。ボランティアが慰問することが利用者の皆様にとって刺激となり、活動の促進につながっていると考えています。
7		老人福祉施設以外の施設も、ボランティア体験プログラムの対象施設はありますか。	対象施設は、大きく分けて4つあり、高齢者福祉施設・障がい者福祉施設・児童施設・地域支援団体（地域のサロン等）があります。
8	資料 2 5 ページ 1-(2)-2 シルバーカレッジの 開催 (生涯学習課)	実績から見えてきた課題に、本来の1年生、2年生の連続講座は中止したとあります。レベルアップ講座が6回開催できたのに、なぜ本来のシルバーカレッジは開催できなかったのか、原因の究明はなされたのでしょうか。 課題として何の記載もありません。これで「A」判定はあまりに安易すぎます。シルバーカレッジ(レベルアップではない)が開催できなかった原因を明確にしたうえで、改善の余地がある「B」判定とすべきではないでしょうか。	シルバーカレッジは、年間講座となっていることから、昨年度4月、5月の段階で、年間を通じての講座実施が不透明な状況であったことから、カリキュラムがすべて消化できる状況ではないと判断し、中止としました。 その後については、感染対策を実施したうえなら実施可能と判断しましたので、高齢者向け講座ではありましたが、年度後半からおおよそ月1回程度の開催とし、例年のほぼ倍となる6回の開催とさせていただきます。レベルアップ講座開催は、まちづくり講座や市民活動の紹介などとともに、令和3年度に連続講座を実施するためのテスト実施を兼ねて行いました。講座実施のメドもたったため、「A」判定としています。
9	資料 2 7 ページ 1-(3)-1 市民協働サポーター 養成講座の開催 (市民協働課)	今回の実績はあくまでも「協働によるまちづくり講座」であって、施策の目的である市民協働を推進する「市民協働サポーター養成講座」とは言えないと思います。サポーターを養成したというのであれば、この講座の修了生で市長から任命されたのは何人いたのでしょうか。本来の目的とは違う内容で「A」判定はありえないと思います。いかがでしょうか。	養成講座は、多様な市民の参加や交流を促す能力開発や課題解決に向けた合意形成のためのノウハウの取得といったスキルアップ及びサポーター同士が学びあう場であり、今回は、SDGsというツールを使って合意形成を実践し、交流を深めました。 任命した方はいませんが、修了生による新たな市民活動団体が結成されました。 受講生のスキルアップの支援ができましたので、「A」とさせていただきます。
10	資料 2 8 ページ 1-(3)-2 市民協働サポーターの 実践の場の提供 (市民協働課)	事業の実績で市民協働サポーターにファシリテーターとして活躍していただきました。とありますが、ファシリテーションをしたのは会長一人で、ほかのサポーターは何の活動もできていません。 しかも、回数は補助金成果報告会の1回のみです。これでは税金を使って市民を養成して、市長名で任命までしたのに宝の持ち腐れです。「A」判定でなく、改善の余地のある「B」判定が妥当ではないでしょうか。	市民協働サポータークラブへは、オンライン成果報告会でのファシリテーター及びコメントの依頼はしましたが、会長以外の方からのコメントはいただけませんでした。 活躍の場が1回のみであったことは、コロナ禍で、集まることができない時期が続き、機を逃してしまったためです。 評価につきましては、取組自体は実施できたので「A」とさせていただきます。

No.	資料番号 該当ページ 事業 (担当課)	質問事項等	回 答
11	資料 2 10ページ 1-(4)-2 職員向け市民協働研修の 実施 (市民協働課)	町内会は市役所の窓口以上に住民との直接の窓口になっており、いろいろな要望は、まず町内会に向けられることが多いです。そうした要望を町内会から市の担当部署につないだ際、どういふ対応をしてもらえるのか、住民・町内会の満足度の分岐点となります。 町内会の役割が分かっている市職員を増やすための継続的な取り組み(研修会開催等)が求められます。	町内会について理解することは、職員にとって必要なことですので、継続的に実施できるように検討していきます。
12		課題解決のために行う取組に愛知県の協働ルールブックで職員研修を行うとありますが、それは2004年5月に策定したあいち協働ルールブックのことでしょうか。確かに内容的にはまだ使えるとは思いますが、これだけ世の中が変遷し、ましてや新型コロナで大きく価値観もパラダイムシフトしているにもかかわらず、未だにこの旧態依然としたルールブックを頼りにしているのは知見がなさすぎます。各市町の地域性、特性を考慮して早急に安城独自の協働のルールを策定のうえ、それを基に研修を行うべきです。改善の余地のある「B」判定とすべきではないでしょうか。	愛知県の協働ルールブックなどを活用した研修会は、県職員が講師となる研修を想定していますので、現在の状況も踏まえた内容になるものと考えます。ただし、町内会に関する内容の継続案もありますので、再度検討していきます。 評価については、市民協働の具体的な事例を盛り込んだ研修を実施できましたので、「A」とさせていただきます。
13	資料 2 11ページ 2-(1)-1 ふれあい補償制度の運用 (市民協働課)	ふれあい補償制度の対象として、地域社会活動(町内会活動)・青少年育成活動(子ども会活動)が挙げられています。一方、対象外活動として、趣味または親睦を目的とした活動が挙げられています。町内会のいろいろな活動(自主防災会・運動会)に役員を出し協力してくれている団体の一つにソフトボールクラブがあります。 その会員が対抗戦中にケガ(アキレス筋断裂等)をした場合は対象にしてもらえないでしょうか。チラシに「個別ケースは問い合わせする」ように明示してもらおうと利用しやすくなります。	ふれあい補償制度は、地域社会活動、青少年育成活動、社会福祉活動等、市民活動の推進のための制度となっています。 そのため、公益的な活動中のケガ等は対象となりますが、趣味などの個人的な活動によるケガ等については対象となっていません。ご理解のほどよろしくお願いします。
14		支払件数が昨年の6割程に減っているのに、支払金額はほぼ変わりません。つまり1件当たりの金額が増えているのですが、何か重大な怪我とか賠償責任の必要な事態が起きたのでしょうか	町内会の排水路清掃時の転倒により、大腿骨頸部を骨折し、入院した方がみえました。 そのため、前回の実績にはなかった入院・後遺障害の支払いがあり、増額となりました。
15	資料 2 20ページ 2-(2)-1 円卓会議の開催 (市民協働課)	実績からみえてきた課題：「町内会と企業への声掛けが困難です」とありますが、どういふ対応「声掛け」がなされたのでしょうか。危機管理課が窓口となっている「減災まちづくり研究会」には、町内会・企業・NP0等80ほどの団体が参加・活動しています。 活動の目的が明確であれば、声掛けに応じて協力してもらえるのではないのでしょうか。	市民協働課が円卓会議を開催する場合、どのような課題解決のための開催であるか目的を明確にすることができないため、声掛けが困難となっています。 地域や内容が限定的ではありますが、すでに実施している危機管理課や社会福祉協議会の状況を調査し、検討していきます。
16	資料 2 21ページ 2-(2)-2 団体同士がつながる交流会 の開催 (市民協働課)	「学生ボランティアが団体の紹介動画を制作する」とありましたが、この動画を視聴することは可能ですか。	市民交流センター・活動センターのウェブサイトから「オンライン団体交流会」の特設サイトを開くと、団体ごとの動画が掲載されていますので、どなたでも視聴することができます。

No.	資料番号 該当ページ 事業 (担当課)	質問事項等	回 答
17	資料 2 22ページ 2-(2)-3 市民企画講座の充実 (生涯学習課)	市民企画講座の様子を教えてください。	昨年度の市民企画講座は、1年を通じて実施を予定しておりましたが、年度前半は感染症対策のため中止とし、年度後半の4講座を実施しました。(下表参照) コロナ禍にあって、例年と比較し応募団体が減少していますが、過去に講座実施した団体に問い合わせたところ、感染のリスクがあるうちは、講座実施を自粛したいとの回答がありました。
18	資料 2 32ページ 3-(1)-6 地域福祉活動に関する 助成制度の運用 (社会福祉協議会)	町内福祉委員会の活動は、社会福祉協議会からの各種助成金によって運営されています。各町内会では毎年春の募金として、社協一般会費・緑の募金・日赤社資を取扱っています。 ①社協・緑の募金についてはかなりの部分が町内会活動に助成金として還元されている旨を回覧などで周知することで募金と助成金の好循環につながっています。 ②社協については、コロナ禍の中助成金の弾力的な使用にも配慮していただき、好評です。	地域の皆さまのご意見を伺いながら、適切な支援ができるよう今後も努めていきます。
19	資料 2 34ページ 3-(2)-2 町内会長向け研修の実施 (市民協働課)	町内会長の経験年数は意外に短く、毎年1/3が新任となります。コロナ禍の中、町内会長連協総会が2年連続書面表決となったこともあり、町内会長ノートに組み込んだだけでは、周知は難しいです。重要な事項については、毎年個別に通知文を出状していく必要があります。	町内会長ノートへの記載だけでは周知は難しいと思います。引き続き、重要な事項については、個別に通知文を送付させていただきます。
20	資料 2 39ページ 4-(1)-2 町内会への加入促進に関する啓発 (市民協働課)	町内会加入促進策として、「宅建協会と町内会、安城市の3者による協定」を締結できたことは良かったと思います。ただし、一番効果が期待できるのは、市民課窓口へ各種届出【転入・出生・死亡など】にいられた市民に「町内会・自治会会員届出書」を渡し、町内会への加入をお願いいただくことです。引き続き窓口での対応の徹底をお願いします。	引き続き、市民課窓口での配布やホームページへの掲載を行い、町内会加入促進を図っていきます。

質問No. 17 (市民企画講座)

講座名	実施団体名
安城の歴史を学んで地域の再発見(入門編)	歴史散歩クラブ安城
専門家による終活講座～自分らしく生きるために～	NPO法人高齢者支援よりそいの会
ほめるでもなく しかるでもない「勇気づける」子育て講座	さるびあどらあ安城
プロに学んで賢く運用するマネー講座	ウィメンズネット安城